

議案第17号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年6月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改め、同条第1項中「令和2年2月1日」を「令和3年4月1日」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「同年2月1日」を「同年4月1日」に改め、同項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）」に改め、「する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第2号中「新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に、「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれ」の前に「主たる生計維持者の」を加え、同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第9条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第9条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

説 明

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置期間を延長するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症</u>の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第9条 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支給日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため<u>令和3年4月1日</u>以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば<u>同年4月1日</u>前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。)</u>により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「<u>主たる生計維持者</u>」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症</u>の影響により、<u>主たる生計維持</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症</u>の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第9条 <u>令和2年2月1日から令和3年3月31日</u>までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支給日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため<u>令和2年2月1日</u>以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば<u>同年2月1日</u>前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「<u>新型コロナウイルス感染症</u>」という。)</u>により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症</u>の影響により、第1号被保険者</p>

改正案	現 行
<p><u>者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</u></p> <p>ア <u>主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</u></p> <p>イ <u>主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p> <p>2 一略一</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第9条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第9条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の</u></p>	<p><u>の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</u></p> <p>ア <u>事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</u></p> <p>イ <u>減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p> <p>2 一略一</p>

改正案	現 行
令第22条の2第1項とする。	

芽室町介護保険条例中一部改正の件について

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料減免)

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少することが見込まれる第1号被保険者に対し、国が定める基準により行う保険料減免措置を延長して実施するもの。なお、当該減免を実施した場合には、各市町村の第1号保険料の賦課総額に対する減免見込み額の割合に応じ、国費による財政支援が行われる。

2 減免対象

次の①または②のいずれかに該当するに至った第1号被保険者が減免対象となる。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等(給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入)の減少が見込まれ、次の2つの要件に該当する第1号被保険者。
 - (ア) 令和3年中に見込まれる事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が令和2年の当該事業収入等の3割以上であること。
 - (イ) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。

3 減免対象の保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの。

4 減免額の計算

対象保険料額(表1) × 減免または免除の割合(表2) = 保険料減免額

(表1)

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第1号被保険者の保険料額
B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額
C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得額

(表2)

前年の合計所得額	減額または免除の割合
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

※事業等の廃止や失業の場合は、令和2年の合計所得額に関わらず減額または免除の割合は全部となる。

5 財政支援

財政支援の割合は、令和3年4月1日から令和4年3月31日における各市町村の第1号保険料の賦課総額に対する、上記期間内の減免見込額の割合に応じて、次の①から③のとおり財政支援が行われる。

- ① 各市町村における第1号保険料の賦課総額に対し、第1号保険料の減免見込額が占める割合が3%以上である場合。
 - ・ 第1号保険料の減免総額の8割相当額
- ② 各市町村における第1号保険料の賦課総額に対し、第1号保険料の減免見込額が占める割合が1.5%以上である場合。
 - ・ 第1号保険料の減免総額の4割相当額
- ③ 各市町村における第1号保険料の賦課総額に対し、第1号保険料の減免見込額が占める割合が1.5%未満である場合。
 - ・ 第1号保険料の減免総額の2割相当額